

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 曽 支 農

本論文は、従来の先行研究においては日本の「傀儡政権」として政治的に断罪され、十分に検討されてこなかった汪兆銘南京政府の政策立案及びその組織運営のプロセスを、新たに公開・刊行された同時代史料に依拠して克明に解明した力作である。そこでは、同政権による「淪陥区」の社会秩序の再建策を「行政」「治安」「経済」「教育」の各項目にわたって跡付けており、これまでにない系統的な汪兆銘南京政府の政策決定過程がまとめられている。各項目の特徴は、以下の通りである。

「行政——政権系統の確立」では、行政面での組織整備に焦点をあて、汪兆銘南京政府の樹立及びその興亡する過程にみられた、中央から地方までの組織系統に関する政策の変化を明らかにした。「治安——支配基盤の強化」では、治安体制の整備に焦点をあて、汪政権が弱体で出発した政権の統治基盤を如何に強化しようとしたかを明らかにする。「経済——統治実力の増強」では、実業振興、財政整理、及び金融統一等の側面から、汪政権が実施した経済施策を分析し、農業生産の促進を中心課題として汪政権が考案した農業発展及び農村復興の構想を明らかにする。「教育——建国人材の育成」では、「和平反共建国」という施政理念の遂行を担う人材を養成するために実施した教育事業の回復整備過程を解説した。

このように、公刊された汪政権の行政院の会議録を克明に整理・分析することにより、研究の「空白」を埋めると同時に、中華民国史ならびに近現代日中関係史研究に積極的に貢献するものとなっている。

ただし、極めて実証的な資料研究は、汪政権が置かれた極めて複雑な歴史的位置を考えるとき、同時にいっそう積極的にその歴史的特徴を議論することが求められるであろう。その点では本論文は、用いた資料をとりまく環境をより多面的に分析すべき課題を持っていることを指摘することが出来る。しかしこの点は、稿を改めて論すべきテーマであり、決して本論文が達成した成果を低めるものではないと考える。

本委員会は、上記のような画期的な成果をあげていることに鑑み、本論文が博士（文学）の学位に十分に相当するものであると判断する。